

平成 27 年度 発達障害の可能性のある児童生徒に対する早期・継続支援事業
 (発達障害早期支援研究事業)
 成果報告書 (概要版)

実施機関名 (十和田市教育委員会)

1. テーマ

同一の中学校区にある小学校・中学校において、教育支援プランを活用した早期及び一貫した支援はどうあればよいかを実践を通して明らかにする。

2. 問題意識・提案背景

本市では、発達障害及び発達障害の可能性のある児童生徒（以下、「当該児童生徒」という。）が就学指導の対象となる割合が近年増えており、その結果自閉症・情緒障害特別支援学級や通級指導教室で指導を受けている児童生徒も増えている。
 しかしながら、保護者の理解が得られなかったり、障害が見えにくかったりするため、就学指導の対象とはならず、通常の学級で指導を受けている当該児童生徒も多く在籍している。十和田市教育委員会としてはそのような状況から、特別支援教育支援員の配置、市内小・中学校各 1 校に通級指導教室を開設、十和田市教育研修センター内に相談室、適応指導教室の設置などの事業を行っている。
 しかし、当該児童生徒に直接的・間接的な支援を行ってはいるものの十分とは言いがたい。そこで、文部科学省の事業を活用し、今までの十和田市教育委員会の事業を生かしながら、当該児童生徒の困難に支援できる研究事業を行う。

3. 指定校について

指定校名：十和田市立ちとせ小学校												
	第1学年		第2学年		第3学年		第4学年		第5学年		第6学年	
	児童数	学級数	児童数	学級数	児童数	学級数	児童数	学級数	児童数	学級数	児童数	学級数
通常の学級	57	2	71	3	71	2	60	2	72	2	89	3
特別支援学級	0		0		3		1		1		2	
通級による指導の対象者数	0		1		1		1		0		0	
	校長	教頭	教諭	養護教諭	講師	ALT	事務職員	特別支援教育支援員	スクールカウンセラー	その他	計	
教職員数	1	1	19	1	3	0	1	4	0	5	35	

※特別支援学級は 2 (知的障害特別支援学級 1、自閉症・情緒障害特別支援学級 1)

指定校名：十和田市立西小学校												
	第1学年		第2学年		第3学年		第4学年		第5学年		第6学年	
	児童数	学級数	児童数	学級数	児童数	学級数	児童数	学級数	児童数	学級数	児童数	学級数
通常の学級	27	1	25	1	32	1	30	1	28	1	25	1
特別支援学級	1		1		0		2		3		0	
通級による指導の対象者数	0		0		2		0		0		0	
	校長	教頭	教諭	養護教諭	講師	ALT	事務職員	特別支援教育支援員	スクールカウンセラー	その他	計	
教職員数	1	1	10	1	0	0	1	2	0	3	19	

※特別支援学級は 2 (知的障害特別支援学級 1、自閉症・情緒障害特別支援学級 1)

指定校名：十和田市立甲東中学校											
	第1学年				第2学年				第3学年		
	生徒数		学級数		生徒数		学級数		生徒数		学級数
通常の学級	96		3		97		3		100		3
特別支援学級	2				3				1		
通級による指導の対象者数	0				0				0		
	校長	教頭	教諭	養護教諭	講師	ALT	事務職員	特別支援教育教員	スクールカウンセラー	その他	計
教職員数	1	1	22	1	1	0	2	1	1	6	36

※特別支援学級は2（知的障害特別支援学級1、自閉症・情緒障害特別支援学級1）

4. 指定校における取組の概要

<p>各校とも校内支援体制の整備を図った。そのための発達支援アドバイザーを各校1名合計3名配置した。気になる児童生徒のチェックと個別の教育支援プラン（個別の教育支援計画）作成の立案、具体的な支援についてのアドバイスなど、主に校内の支援体制を確立することに努めた。また、指導に悩む教員への指導・助言を行ったり、校内研修で発達障害の理解のための講義をしたりした。</p> <p>校内支援体制を整備すると同時に、ユニバーサルデザインの視点を生かした取組を行った。指定校3校で共通した教室環境作りをするとともに、授業においてはユニバーサルデザインの視点を生かした授業研究を各校で実施した。甲東中学校においては、2年間の校内研修の取組を拡大校内研として市内小中学校の教員を交えながらユニバーサルデザインの視点を生かした授業研究を行った。</p> <p>発達障害に対する理解や発達障害児に対する指導の充実を図るために、各校で研修会に参加したり校内研修に講師を招いて研修会を実施したりしている。甲東中学校と西小学校においては、日野市より宮崎先生を招いて、発達障害児に対する具体的な支援について勉強した。また、ちとせ小学校においては、発達障害成人・青年の会「ガジュマルの会」の方と保護者の方4名を招き、弘前大学教育学部松本教授をコーディネーターとしてパネルディスカッションを行った。発達障害者の悩みや小さい頃感じていたこと、保護者の子育てエピソードなどの本音を聞くことで、発達障害者や保護者の思いをくみ取ることができ、障害者理解を深めることができた。</p> <p>小・中学校の連携については、個別の教育支援プランを活用して、当該児童生徒の理解に努め、一貫した支援をするための体制作りを行った。</p>

5. 主な成果

<p>(1) 校内支援体制の確立 気になる児童のスクリーニングチェックから始まり当該児童の早期発見と校内支援体制までの具体的な流れが確立した。担任の気付きから個別の教育支援プランを作成し、個に応じた支援体制を早期に確立するまでの手順が明確になることで、当該児童の抱える困難さが早期に解消されるようになった。</p> <p>(2) 個別の教育支援プランを活用した小・中学校の一貫した指導 中学校学区の小・中学校が連携し、当該児童についても情報交換と個別の教育支援プランを引き継ぐことで、小・中学校が一貫して継続した指導が可能になった。</p>
--

(3) ユニバーサルデザインの視点を生かした指導の充実

指定校3校ともに、ユニバーサルデザインの視点を生かした指導に努めてきた。教室環境の工夫、授業の工夫、学級経営の工夫の3つについて実践してきたことで、学校内の環境や教室環境が改善され、見通しをもたせるなどの視覚的に工夫された授業が行われるようになった。その結果、当該児童だけでなく全ての児童生徒が授業に積極的に参加できるようになってきている。

6. 今後の課題と対応

(1) 個別の教育支援プラン作成にあたっての留意点

個別の教育支援プラン作成にあたって留意しなければならないのが、保護者の了解を得ることである。保護者からしてみると、我が子の個別の教育支援プランを作成すること自体が大きな障壁となっていると考えられる。当該児童を取り出して指導することが、他の児童と違うことになり、そこが心情的に障壁となる。

そもそも学校で困難さを抱えている児童生徒は、障害のある児童生徒だけとは限らない。困難さを抱えている障害のある子とない子がともにサポートを受けるシステム（仮称サポート教室）があれば、保護者の心情的な障壁も和らぐと考える。支援のシステム自体も改善していく必要がある。

(2) 幼・保・小の連携の確立

幼稚園・保育園と小学校との連携が十分に確立されていない。年長児の情報交換会を行っているが、あくまでも口頭での情報交換であり、個別の教育支援プランの作成までは至っていない。28年度は、十和田市私立幼稚園協会や十和田地区保育研究会に働きかけ、個別の教育支援プランの作成と小学校の引き継ぎを働きかけていきたい。

(3) 発達障害に関する理解啓発と適切な指導の在り方の普及

指定校での成果を、今後は十和田市内小中学校、幼稚園、保育園等に普及していく。成果をまとめたパンフレットを市内小中学校全職員に配付するとともに、幼稚園や保育園にも普及していきたい。また、当該児童の一貫した支援を、指定校だけでなく市内全小中学校にも働きかけていきたい。

7. 問い合わせ先

組織名：十和田市教育委員会

- (1) 担当部署 十和田市教育委員会指導課
- (2) 所在地 青森県十和田市大字奥瀬字中平 70-3
- (3) 電話番号 0176-72-2309
- (4) F A X 番号 0176-72-2355
- (5) メールアドレス shido@city.towada.lg.jp